

姫路市公共事業評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産省及び国土交通省の所管に係る国庫補助事業である公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、本市が実施する再評価又は事後評価（以下これらを「事業評価」という。）に関し、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和7年9月18日国土交通省策定）、国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（令和7年9月18日国土交通省策定）及び都市再生整備計画事業等評価の手引き（令和4年5月国土交通省策定）（以下これらを「国要領等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業評価の実施)

第2条 市長は、主務官庁と密接な連携・調整を図りながら、各年度ごとに事業評価を実施する事業（以下「対象事業」という。）の選定及び当該事業の状況に応じた適切な評価手法の設定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により設定した評価手法に基づき、事業評価に係る資料並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める対応方針の案又は評価内容若しくは改善計画（以下これらを「方針等」という。）を作成して、別に定める姫路市事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

- (1) 農林水産省所管の事業評価を実施した事業 当該事業の評価内容又は改善計画
- (2) 国土交通省所管の再評価を実施した事業 当該事業の継続、休止又は中止の対応方針の案
- (3) 国土交通省所管の事後評価を実施した事業 当該事業の改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性に関する対応方針の案

(意見の公表等)

第3条 市長は、委員会の意見が提出されたときは、対象事業の方針等及び委員会の

意見等について、必要に応じて、市議会に対し報告するほか、市民に公表するものとする。

(方針等の決定等)

第4条 市長は、対象事業の方針等の決定に当たっては、委員会の意見を尊重するものとする。

(事業評価の結果等の報告等)

第5条 市長は、対象事業の決定した方針等を、速やかに主務官庁に報告するとともに市民に公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 第3条及び前条の規定に基づき、市民に公表する方法は、広報ひめじへの掲載、記者発表（資料提供を含む。）、姫路市のホームページへの掲載その他の方法とする。

(事務の実施)

第7条 第2条から第5条までに規定する事務については、対象事業を所管する局（局に相当する組織を含む。）において行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業評価の実施については国要領等の例によるものとし、国要領等に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 27 日から施行する。